なお、衡平資金援助の額が最終的に確定する時期は、後述する最終弁済を実施したときであり、最終弁済を実施しない場合は、再生債務者が最終弁済を実施しない旨を再生債権者に対して通知し、又は、その旨を再生債務者のホームページに掲載もしくは官報に公告したときである。

4（再譲渡益還元）

第二日本承継銀行は、最終受皿に対し、再生債務者が本件事業譲渡により第二日本承継銀行に承継した事業を再承継（合併・事業譲渡・株式譲渡）等することを予定している。かかる再承継をしたときに利益が生じた場合は、所定の方法により計算した利益を、再生債務者の再生手続を通じて、再生債権者に還元することとなっている（以下「再譲渡益還元」という。）。

再譲渡益還元により、再生債務者の事業の営業権等の評価額も再生債権者への弁済原資となり、再生債権者の利益は、さらに保護されることとなる。

第５（株式会社整理回収機構への資産譲渡）

再生債務者は、平成23年４月８日、預金保険法59条１項に基づき、預金保険機構に対し、第二日本承継銀行に承継することが適当と認められなかった資産の一部（以下「譲渡対象資産」という。）の資産買取りの申込みを行った上、同月19日、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」という。）との間で資産買取契約を締結し、これに基づき、同月25日、譲渡対象資産を整理回収機構に譲渡した。譲渡価格は、約453億円である。

整理回収機構は、同日以降、譲渡対象資産の回収を行い、平成26年３月末日までに、譲渡対象資産からの回収により得た回収益として預金保険機構に納付した額及びその時点における譲渡対象資産を再評価した額の合計額が、譲渡対象資産の取得原価相当額を上回ったときは、所定の方法により計算した利益を、預金保険機構が追加的衡平資金援助（預金保険法69条４項、59条の２）の方法にて再生債務者に拠出し、再生債務者の再生手続を通じて、再生債権者に還元することになっている（以下「回収益還元」という。）。

回収益還元により、譲渡対象資産にかかる回収益も再生債権者への弁済原資となり、再生債権者の利益は、さらに保護されることになる。

第６（再生計画の基本的方針）

１（基本方針）

本再生計画は、上述した本件事業譲渡に伴い預金保険機構から受領した衡平資金援助、最終受皿への再譲渡益還元、整理回収機構等に対する資産の譲渡代金及び整理回収機構による回収益還元等を弁済原資として、共益債権及び一般優先債権に対する弁済を行なうとともに、再生債権に対して弁済を行うものである。

再生債務者については、最終的には、解散し、清算手続に移行した上で、清算を結了させることを予定している。

２（破産配当率と本再生計画の弁済率）

罰金及び約定劣後再生債権を除く再生債権については、破産手続による配当の場合の配当率は、再生手続開始決定日（平成22年９月13日）を基準日とする財産評定書に基づくと、約24％と計算される。

これに対し、本再生計画においては、後述の通り、罰金及び約定劣後再生債権を除く再生債権については、元本並びに開始決定日前日までの利息及び損害の合計額については、第１回弁済において、本再生計画認可の決定の確定の日から３ヶ月後の日が属する月の末日限り、まず、その27％を弁済する。さらには、最終弁済（及び中間弁済）の定めも設けられている。

したがって、再生債権者にとっては、本再生計画に基づく弁済の方が、破産手続による配当の場合より有利である。

第７（罰金及び約定劣後再生債権を除く確定再生債権に対する権利の変更及び弁済方法）

罰金及び約定劣後再生債権を除く確定した再生債権に対する権利の変更及び弁済方法について、以下のとおり定める。

１（再生債権）

罰金及び約定劣後再生債権を除く確定した再生債権者及び再生債権は次のとおりである。但し、再生債権に係る一般調査期間の末日の翌日である平成23年７月２日現在で再生債務者の認識している数字である。

確定再生債権者数	35,912名
確定再生債権総額	403,134,794,801円及び額未定
（内訳）	
元本及び開始決定日の前日までの利息・遅延損害金	403,134,794,801円
開始決定日以降の利息・遅延損害金等	額未定
（民事再生法84条２項分）	

２（権利の変更の一般的基準）

⑴（第１回免除及び第１回弁済）

ⅰ（第１回免除）

開始決定日以降の利息・損害金その他民事再生法84条２項所定の債権については、本再生計画認可の決定の確定の日の翌日において、全額免除を受ける（以下「第１回免除」という。）。

ⅱ（第１回弁済）

再生債権のうち、「元本並びに開始決定日前日までの利息及び損害金の合計額」（第１回免除後の債権額。以下「本件基準債権額」という。）の27％に相当する額を本再生計画認可の決定の確定の日から３ヶ月後の日が属する月の末日限り、再生債権者に対し、全額一括弁済する（以下「第１回弁済」という。）。

⑵（最終弁済）

Ⓐ全ての資産の換価・回収が完了し、Ⓑ全ての未確定の再生債権の権利が確定し及び全ての別除権の行使によって弁済を受けることができない再生債権の部分が確定し、未確定の再生債権及び別除権の行使によって弁済を受けることができない再生債権に対する「第11第１項（未確定の再生債権に関する定め）」及び「第11第２項（別除権者の権利に関する定め）」に定める第１回弁済及び中間弁済を完了し、かつ、Ⓒ共益債権及び一般優先債権に対する弁済を完了しても、Ⓓなお余剰（清算費用及び「第９（罰金の弁済方法）」に定める罰金等を控除した後の弁済原資）が存在する場合には、再生債権に対し、本件基準債権額に按分して弁済を行なう（以下「最終弁済」という。）。

⑶（中間弁済）

第１回弁済後、最終弁済までの間に、弁済をするに適当な金銭が再生債務者にあると認めるときは、最終弁済に先だって、中間弁済を行うことが出来る。中間弁済を行う場合は、再生債務者が任意に定める中間弁済基準日（概ね中間弁済予定日から４ヶ月前を予定）の時点で確定している本件基準債権額に対し、再生債務者の定める弁済率（中間弁済率）を乗じた金額を弁済する（以下「中間弁済」という。）。

なお、中間弁済は、弁済をするに適当な金銭が再生債務者にあると認められる都度、複数回行うことが出来る。

⑷（最終免除）

本件基準債権額の内の確定した元本額から第１回弁済及び最終弁済（並びに中間弁済を実施した時は中間弁済）の弁済額合計額を控除した残額並びに本件基準債権額の内の確定した開始決定日前日までの利息及び損害金の合計額（弁済額合計額が元本全額に達したときは、元本から控除できなかった弁済額をまず損害金から控除し、次に利息から控除するものとし、これらの控除をした後の利息及び損害金の残額）は、最終弁済日の翌日に全額の免除を受ける（以下「最終免除」という。）。但し、最終弁済を実施しない場合には、再生債務者が「最終弁済を実施しない旨の再生債権者に対する通知」をした日に免除を受ける。なお、再生債務者による「最終弁済を実施しない旨の再生債権者に対する通知」は、再生債務者のホームページへの掲載（会社法２条34号に定める電子公告）又は官報に公告する方法によっても行うことが出来る。

⑸（弁済の場所及び方法）

本再生計画における弁済は、再生債務者の本店（再生債務者が本店を移転した場合には移転後の本店。以下同じ）において行う。なお、再生債権者が特定の銀行預金口座への振込を文書をもって求めたときは、振込手数料を再生債務者が負担して、当該再生債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うことが出来る。但し、再生債権者が特定の銀行預金口座への振込を文書をもって求めたときであっても、再生債権者の求めた特定の銀行預金口座への振込が出来なかった場合は、理由のいかんにかかわらず、再生債務者の本店において弁済を行うものとする。

本再生計画による弁済につき、供託の必要が生じたときは、再生債務者の本店所在地を管轄する供託所に供託する。

弁済期限が銀行休業日に当たるときは、その直後の銀行営業日をもって弁済期限とする。